

平成23年9月

1-① 委員会における直接傍聴の実施

現 状	<p>委員会の傍聴については、議員のほかは委員会において許可した者ができることとされているが、委員会室が狭あいであるなどの議論があり、委員会室で開会する委員会において市政記者以外の市民に直接傍聴を認めた例はない。市職員の不祥事の原因究明と対策に関する調査のために平成18年8月に開会した5常任委員会による連合審査会は、議場で開会したことから直接傍聴を認めた。</p> <p>なお、平成23年9月定例会における決算特別委員会の市長総括質疑について、本会議場で実施する予定であるため、直接傍聴を実施する。</p> <p>これまで、第1次市会改革検討小委員会(平成16年3月～17年3月)において、委員会の直接傍聴の検討を行ったが、委員会室のスペース等の関係上困難とされた。</p>
検討趣旨	現状の委員会室のスペースを踏まえ、委員会の直接傍聴を市民に原則的に許可するかどうかを検討する。
課 題	<p>① 現在の委員会の実施手法では傍聴席を設けるスペースがない。</p> <p>② 直接傍聴を行うためには一定の警備が必要となるが、複数委員会が同時に開会される時の人員の確保が求められる。</p>
論 点	<p>① 直接傍聴を実施するのかどうか。</p> <p><実施する場合></p> <p>②-1 どの委員会を対象とするのか。</p> <p>②-2 全ての委員会室を対象とするのか。</p> <p>②-3 傍聴席をどのように確保するのか。(各局の理事者の入室制限、質問(質疑)の事前通告制の導入による出席を求める理事者の限定)</p> <p>②-4 具体的手法(警備体制、傍聴手続、傍聴者に守ってもらう事項等)をどのようにするのか。</p>
参 考	<p>【他都市の状況】 裏面参照</p> <p>【根拠法令】 ○京都市会委員会条例</p> <p>第15条 委員会は、議員のほか、委員会において許可した者が傍聴することができる。</p>

委員会における一般市民の直接傍聴の実施状況

○：実施している。×：実施していない。

	常任委員会	特別委員会	市会運営委員会
京都市	×	○ ただし、予・決算特別委員会の市長総括質疑のみ	×
札幌市	○	○	○
仙台市	○	○	○
さいたま市	○	○	○
千葉市	○	○	○ ただし、請願・陳情の審査時のみ
川崎市	○	○	○
横浜市	×	○ ただし、予・決算特別委員会の局別質疑のみ	×
相模原市	○	○	○
新潟市	○	○	○
静岡市	○	○	○
浜松市	○	○	○
名古屋市	○	○	○
大阪市	○ 試行実施	○ 試行実施	×
堺市	○	○	○
神戸市	○	○	×
岡山市	○	○	○
広島市	○	○	×
北九州市	○	○	○ ただし、請願・陳情審査時に限り、当該請願又は陳情の提出者が対象
福岡市	○	○	×